

女性起業家交流会 in HOKURIKU 規約

第1章 総則

第1条 (名称および所在地)

本会は、女性起業家交流会 in HOKURIKU (以下「J K K」) と称する。
本会の事務局設置場所は幹事会で定める。(平成29年5月25日改正)

第2条 (目的)

当会は、会員である女性起業家関係者が起業に関する経済、社会、文化、情報通信分野等に関する諸問題を学習し、研鑽を重ね、併せて相互の親睦、支出、ならびに社会的地位の向上を図り、もって各自の企業運営に還元することを目的とする。

第3条 (活動)

1. 当会は、必要に応じ開催し、講師による講義および勉強会等を行なう。
2. 当会は、交流会などの活動を通じて、女性起業家同士のネットワークの構築を行なう。
3. 当会は、ホームページを作成し、会員の情報交換や発信の場とする。
4. 当会は、特定の政治あるいは宗教活動には関与せず、中立を保つ。
5. 当会は、女性起業家の創出や育成に伴う調査を行なう。
6. その他の活動については、総会ないし定例会において会員が協議して決定する。

第2章 会員

第4条 (会員の資格)

J K Kの会員は、富山、石川、福井の三県(以下、「三県」)で主に企業活動を行なう次のような女性とする。

1. 三県のいずれかに事務所を置く女性経営者。
2. 三県のいずれかで事業を起こそうとする女性起業家、起業家を志す女性。
3. 主に三県で活動する企業内の女性。
4. その他、J K Kの目的および活動の趣旨に賛同し、かつ、キャリアアップを目指す意欲ある女性。

第5条 (入会)

J K Kの会員になろうとする者は、別に定める入会申込書を代表に提出しなければならない。

第6条 (退会)

J K Kの会員は、退会の意思を代表に表明し、任意に退会することができる。

第7条 (届出)

J K Kの会員は、第5条の入会申込書の記載内容に変更が生じたときは、速やかにその旨を代表に届け出なければならない。

第8条 (除名)

会員が本会の名誉を毀損し、または法令および本規約に違反する行為をした時は、幹事会の議決により除名することができる。

第3章 役員

第9条 (種類および定数)

J K Kに次の役員を置く。

1. 代表 1名
2. 副代表 若干名
3. 幹事 若干名
4. 会計監事 1名

第10条 (選任)

1. 役員は、総会において選任する。
2. 会計幹事は他の役員と相互に兼ねることはできない。

第11条 (職務)

1. 代表
J K Kを代表し会務を総括する。
2. 副代表
代表を補佐し、代表に事故あるときは代行する。
3. 幹事
規約および総会の議決に基づき、会務を執行する。
4. 会計監事
会計の状況を監査する。

第12条 (任期)

1. 各役員の任期は原則2年とする。ただし再任を妨げない。なお、特別な事情がある場合はこの限りでない。
2. 次期役員が選任されるまでの間は、従前の役員がその任を行なうものとする。

第13条 (顧問)

J K Kには、顧問並びに相談役を置くことができる。

第4章 会議

第14条 (種別)

本会の意思決定に関する会議は、総会および幹事会とする。

第15条（構成）

1. 総会は会員をもって構成する。
2. 幹事会は、代表、副代表、幹事をもって構成する。

第16条（権能）

1. 総会は、この規約に規定するもののほか、次の事項を議決する。
 1. 事業計画および収支予算の決定
 2. 事業報告および収支決算の報告の承認
 3. 役員人事に関する事項
 4. 規約の変更
 5. その他、J K Kの運営に関する重要な事項
2. 幹事会は、この規約に規定するもののほか、次の事項を議決する。
 1. 総会の議決した事項の執行に関すること
 2. 総会に付議すべき事項
 3. 幹事をもって委員長とする委員会の構成に関する事項

第17条（招集等）

1. 総会は、毎年度に少なくとも一回開催するほか、必要に応じ開催することができる。総会を招集するときは、会議の日時、場所および審議事項を記載したインターネットのメーリングリストによる通信によって行なう。
2. 幹事会は、原則毎月第4木曜日に開催する。但し、12月のみ第3木曜日に開催する。また、規定の日が祝日である場合は、その前日に開催する。審議事項がない場合は翌月に持ち越す場合もある。開催の有無は開催予定日一週間前までに決定通知を行なう。幹事会の招集については、日時、場所および審議事項を記載したインターネットのグーグルドキュメントによる通信によって行なう。

第18条（議決）

1. 総会の議決は出席者の過半数をもって決する。
2. 幹事会は、これを構成する幹事の1/2以上の出席により成立し、その議決は出席者の過半数でこれを決する。

第19条（持回り会議）

審議すべき事案について、代表が急施を要し、会議に付議する時間がないと認めるとき、または会議に付議する必要がないと認めるときは、代表が指名した委員会が各会員または幹事あてに電子メールを送信することによる持回り会議に変えることができる。

第5章 会計および事業年度

第20条（事業年度）

本会の事業年度は、5月1日に始まり、翌年4月30日とする。

第21条（会計規約）

別紙のとおりとする。

第22条（慶弔金規約）

慶弔金については別に定める慶弔金規約に基づく。

附則

第1条 この規約は、平成26年5月23日から施行する。

第2条 会の役員は、次の会員とする。

代表	石川県金沢市三口新町4-13-36	萩原 扶未子
会計監査	石川県金沢市兼六元町3-60	久保 洋子
会計	石川県金沢市法光町164-4	土田 洋子
他、幹事	若干名	

附則（平成29年5月25日改正）

本規約は、平成29年5月25日から施行する。

上記記載内容が正しい旨、証明します。

代表 萩原 扶未子